

多治見市議会議員の請負の状況の公表に関する条例案概要

1 制定趣旨

地方自治法の一部改正（令和4年法律第101号）等に伴い、多治見市議会議員（以下「議員」という。）の多治見市に対する請負の状況を公表すること等により、請負の状況の透明性を確保し、議会の運営の公正及び事務執行の適正を図るため、標記条例を制定します。

2 主な内容

(1) 目的

議員が多治見市に対し請負をする者又はその支配人である場合における請負の状況を公表すること等により、請負の状況の透明性を確保し、もって議会の運営の公正及び事務の執行の適正を図ることを条例の目的とする（第1条関係）。

(2) 報告

ア 議員は、毎年6月1日から同月30日までの間（当該期間内に議員でない期間がある者で再び議員となったものは、その日から起算して30日以内）に、前会計年度（議員である期間に限る。）における多治見市に対する請負について、議長に対し、一定の事項を文書により報告しなければならないこととする（第2条関係）。

イ 議員は、アの報告を訂正する必要があるときは、議長に、当該訂正の内容を、文書により届け出なければならないこととする（第2条関係）。

(3) 報告等に係る情報の一覧の作成及び公表

ア 議長は、(2)の報告（訂正を含む。）に係る情報について、一覧を作成し、公表しなければならないこととする（第3条関係）。

イ アの公表は、インターネットの利用その他の方法により行うものとする（第3条関係）。

(4) 報告等の保存及び閲覧等

ア (2)の報告書及び訂正届は、議長において、報告期限の翌日から起算して5年間保存しなければならないこととする（第4条関係）。

イ 何人も、議長に対し、アにより保存されている報告書及び訂正届の閲覧又は写しの交付を請求することができることとする（第4条関係）。

3 施行期日

公布の日（令和4年度以降の請負について適用し、令和5年度については、報告期間を10月1日から同月31日までとする。）